

## 送受信ユニットによる無線通信に伴う関係法令の扱いについて

送受信ユニットに関係する法令として、電波法のうち第四条及び第百二条の二が該当することから、その扱いについて以下に示す。

電波法第四条「無線局の開設」において、送受信ユニットの設置は無線局の開設にあたる。ただし、送受信ユニットは、電波法第四条第三号に該当する小電力無線データ通信設備であるため、無線局の開設に伴う免許及び登録を必要としない。

次に、電波法第百二条の二「伝搬障害防止区域の指定」では、重要無線通信は、890MHz 以上の周波数の電波のうち特定の電波<sup>※</sup>による固定地間の無線通信を妨害するような高層建築物等の建設を制限する目的で、特定の固定地間の電波の伝搬路を「伝搬障害防止区域」に指定できる。今回設置する送受信ユニットによるデータ伝送は、「重要無線通信」に該当するが、送受信ユニットの設置場所は発電所の敷地内であり、発電所の敷地内に新たに高層建築物等を建設することはないことから、伝搬障害防止区域に指定する必要はないと考えている。

なお、当社が送受信ユニット間に新たに高層建築物等を建設する場合は、社内標準に基づき設計検証を実施することで、電波の伝搬障害を与えない。

※特定の電波とは、電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信等